

納め方は特別徴収と普通徴収の 2通りに分かれます

特別徴収（年金天引き）

老齢・退職・障害・遺族年金を年額18万円以上受給されている方は、原則年金より天引きされます。

既に、4月、6月、8月（※）の徴収額（仮徴収額）については、仮算定していますので、今回決定した金額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、10月、12月、2月の3回に分けて年金より天引きさせていただきます。

なお、年度途中で65歳になられた方、佐賀中部広域外から転入された方などはおおむね6ヶ月後から天引き開始となります。

※8月の保険料額が変わる場合もあります。

普通徴収（納付書・口座振替）

老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円未満の方、年金をもらわれていない方、恩給などの受給者の方などは、納付書または口座振替で納付していただきます。

すでに、4月から7月分（仮徴収額）は仮算定していますので、今回決定した金額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、8月から3月の8回に分けて納付していただきます。

納付には納付書のほか便利な口座振替もございますので、ぜひご利用ください。なお、すでに口座振替ご利用の方は引き続き行います。

65歳以上の皆様へ 平成23年度の介護保険料が決まります

介護保険料は40歳以上の方からいただいています。年齢により納付の方法が異なります。

40歳から64歳までの方はこの加入の医療保険と合わせて納めていただき、65歳以上の方

は特別徴収（年金天引き）又は普通徴収（納付書・口座振替）で佐賀中部広域連合へ納付していただきます。

65歳以上の方の平成23年度の介護保険料は、すでに仮徴収してありますが、6月に確定

した住民税の課税状況等に基づき、平成23年度の年額保険料を決定します。決定した保険料の通知書は7月中旬頃に送付します。

7月中旬頃に送付します。

介護保険料の減免申請 について

7月中旬頃に送付する平成23年度保険料の納入通知書に減免に関するお知らせを同封しますので、減免要件を確認してください。

●対象となる方（次のすべてに該当される方）

- ・平成23年度の介護保険料段階が第3段階の方
- ・平成22年中のすべての収入が88万円以下の方（世帯員がひとり増えるごとに41万円加算）
- ・住民税課税者と生計をともにしておらず、住民税課税者に扶養されていない方（健康保険の扶養も含む）
- ・居住用以外の活用できる不動産がない方
- ・世帯全員の預貯金の合計が180万円以下の方

※預貯金額には、国債・生命保険の返戻金等も含まれます。

●申請の方法

- ・7月中旬頃に送付する通知書

・平成22年中の収入がわかる書類
（年金の源泉徴収票など）

・健康保険証 ・預金通帳
・印鑑 ・生命保険証書等
を持って小城市役所福祉課又は佐賀中部広域連合へ申請してください。

●減免額

減免が承認された場合は、申請月以降の保険料を3分の1減額します。
ただし、8月末までに申請された場合に限り、4月までさかのぼって保険料を減額することができません。
減免の承認・不承認の結果については決定後、通知します。
ご不明な点は左記までお問合せください。

【問合せ】

・佐賀中部広域連合 業務課
☎40-11135

・小城市役所 福祉課
高齢福祉係

（二日月庁舎）

担当 牟田・下村

☎73-8820